

令和2年6月5日

内閣官房長官 菅 義偉 殿

公明党男女共同参画社会推進本部長 古屋範子
内閣部会長 太田昌孝
法務部会長 濱地雅一
ストーカー・DV・性暴力等対策推進PT座長 山本香苗

性犯罪・性暴力対策の抜本的強化に関する提言

性犯罪・性暴力は、被害者の人権を踏みにじり、長きにわたり心身に深刻な影響を与えるものであり、その根絶と被害者支援の抜本的強化は、待ったなしの課題である。

法務省が3月31日に性犯罪の実態調査の取りまとめ結果を公表し、「性犯罪に関する刑事法検討会」の発足を決定したこと、また、性犯罪・性暴力対策の根絶に向けて、4月2日に、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)を議長とする関係府省会議を発足させ、令和4年度末までの3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と位置づけ、速やかに「強化の方針」を取りまとめる考えであることを歓迎する。

公明党においては、男女共同参画社会推進本部、内閣部会、法務部会、ストーカー・DV・性暴力等対策推進PTの合同会議を開催し、支援団体・関係団体から、性暴力被害の実情や必要な取組についてお話を直接伺い、議論を重ね、政府への提言を取りまとめた。

政府におかれては、性犯罪・性暴力の深刻さや特性を十分に踏まえ、刑事法の検討、再犯防止、警察における対応、被害者支援の充実、教育・啓発の各取組を、迅速かつ強力に実施・検討することを求める。また、子どもや障がい児者を狙った卑劣な性犯罪・性暴力事案が起こっていることは看過できない問題であり、その根絶や被害からの回復に向けた取組を強く要請する。

1. 刑事法の検討

3年前の刑法改正において積み残された、性犯罪に係る暴行・脅迫要件の見直し、公訴時効制度の見直し、教師・指導者・雇用者といった社会的な地位や関係性を利用した性犯罪の創設、性交同意年齢の引上げ等の課題はもとより、法務省が実態調査の一環として実施したヒアリングでは、被害時に体が動かなくなる「フリーズ」と呼ばれる症状や心理状態を理解する必要があること、飲酒やレイプドラッグを利用した犯罪への対応が必要であること、障がい者が健常者より性暴力被害に遭う割合が高いとの研究があることなど、多岐にわたる課題が指摘されている。

法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」においては、被害当事者や支援者の声にも十分に耳を傾けながら、各種調査研究の結果や諸外国の法制度、その運用状況も参考としつつ、迅速かつ充実した議論を行い、結論を得て、所要の措置を講じることを求める。

また、刑事司法関係者について、「フリーズ」と呼ばれる症状など被害者の心理状態に対する適切な理解を深めるための研修を引き続き実施すべきである。

2. 性犯罪の再犯をなくす取組

性犯罪に及んだ者については、厳正に処罰することはもとより、新たな性被害が生まれないう、再犯防止対策を強化する必要がある。

<認知行動療法を活用した専門的なプログラムの拡充>

刑事施設や保護観察所が性犯罪者に対する再犯防止のために実施している、認知行動療法を活用した専門的なプログラムが一定の効果を上げていることを踏まえ、プログラムの拡充を図るべきである。

<新たな再犯防止対策の検討>

諸外国においてGPS機器を活用した制度等があることも参考としながら、個人の人権にも配慮しつつ、地方公共団体に対する出所者情報の提供や有罪確定者に対するGPS機器の装着の義務付けなど、性犯罪者の新たな再犯防止対策について、検討すべきである。

3. 警察における対応

性犯罪に関する被害届の即時受理を引き続き徹底するとともに、女性警察官の配置促進や、二次的被害防止のための警察官の研修の充実、全国共通相談番号（#8103（ハートさん））の周知、被害者の医療関係経費の公費負担の充実を推進すべきである。

4. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの抜本的強化

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、真に地域の性犯罪被害者支援の中核拠点として機能することが必要であり、予算の拡充、人員確保、専門人材の育成、関係機関の連携強化など、抜本的な強化を求める。

ワンストップ支援センターに相談しやすい体制が重要であり、24時間365日化を推進するとともに、全国どこに住んでいても支援が受けられるよう、夜間休日に対応するコールセンターを設置すること。その際、緊急時において地域での支援につながるができる体制を構築することとともに、相談員の徹底した研修と継続性が重要である。また、全国短縮電話番号を設け、通話料を無料とすることも必要である。さらに、ワンストップ支援センターの周知徹底を図る必要がある。

また、ワンストップ支援センターは、全ての都道府県に設置されたが、各都道府県に1つのセンターのみが交付金の支援の対象となっており、都道府県によっては、アクセスの困難さもあり、支援体制としては不十分である。国際的にも、20万人の女性に1か所の性暴力被害者支援センターの設置が求められていることも踏まえ、都道府県の実情に応じて複数のセンターや支部の設置を推進すべきである。

被害者の支援に当たっては、産婦人科など医療機関との連携が重要であり、病院内へのセンターの設置や、必ず頼れる病院との提携、地域で継続的な医療支援を受けられる体制の整備を行う必要がある。その際、産婦人科や精神科などにおける性暴力被害者診療は、丁寧な対応が必要であり、病院にとっても負担が大きいという現状を踏まえた対応の検討が必要である。

また、証拠の採取や保管、ワンストップ支援センターに警察官が来て被害届を出せるようにするなど、警察との連携を強化すべきである。さらに、地域において、児童相談所、婦人相談所など様々な関係機関との連携を強化することも重要であることから、国において、連携の方針を整理したうえで、地方自治体

に示していくとともに、「手引き」の見直しも必要である。あわせて、現場での連携が確実なものになるよう、それぞれのワンストップ支援センターへの常勤のコーディネーターの設置や同行支援を行える相談員や事務局員の充実を図るとともに、通訳、弁護士などの地域の専門人材の活用、地域における関係者によるネットワークづくりや合同研修などを推進する必要がある。

また、被害者の医療や法律相談など、被害者の負担の軽減を図るべきである。その際、子どもの保護者や障がい児者の養護者・保護者は、子どもが性被害に遭うことで大きな心理的ショックを受けることもあるため、その精神的ケアに係る医療費についても、支援の対象とすべきである。

性暴力被害は、トラウマ化し、中長期にわたり影響が生じることが多い。カウンセリングや長期の医療支援、生活支援の拡大、経済的支援が必要である。トラウマ治療に当たる精神科医や専門家が不足しており、人材養成や処遇の改善が必要である。また、福祉・就労支援・学び直しなどとの連携も必要である。

5. 教育・啓発について

性犯罪・性暴力は、あってはならないことであり、加害者の再犯防止や被害者支援の前に、性暴力の当事者とならないための教育・啓発をしっかりと行い、性暴力のない社会を作っていくことが必要である。

<教育について>

性暴力は人としての尊厳を傷つける、命を尊重し、自分を大切にし、他人を大事にするという人権教育が重要である。また、他人の性を傷つけてはならないことから、総合的な性に関する教育の推進も重要である。

性教育全体については、様々な意見があることから直ちに実行に移すことが難しい場合でも、子どもを性暴力の当事者にしないための早い時期からの具体的でわかりやすい教育が必要である。このため、以下の内容について、速やかに教材やプログラムの開発を進め、令和3年度には、教育現場で実施されるようにすべきである。

- ① 幼児期や小学校低学年で、自分や相手の体を大切にすることを学ばせる。いわゆる「プライベートゾーン」について教え、他の人の水着で隠れる部分は、覗いたり触ったりしてはいけないし、自分が触られたら大人にSOSを出すなど、具体的な行動を学ばせる。
- ② 小学校高学年や中学校で、「SNSの危険性」や被害に遭った場合の対

応について学ばせる。

- ③ 中学校や高校で、「デートDV」を通じて、親密な関係であっても、嫌なことは嫌と言ってもよいし、相手が嫌がることはしてはいけないことを理解させる。
- ④ 高校や大学等で、性暴力被害にあった場合の対応や相談先について学ばせる。
- ⑤ 障がいのある児童生徒等について、個々の障がいの特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

なお、家庭での虐待やDVが、子どもが家での居場所をなくし、若年女性が性被害にあうことにつながったり、次世代の貧困や暴力につながったりすることが指摘されており、この連鎖を断ち切るためにも、教育の役割と性暴力被害に遭った子どもたちの学業の継続は重要である。

<啓発について>

「性暴力は許されない」「相手の同意のない性的行為はしてはいけない」ということを、繰り返し、啓発していく必要がある。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な広報や、入学・進学の時期である4月をとらえ、いわゆる「AVJK月間」を若年層性被害防止月間として発展的に改組し、AVJK問題の更なる啓発に加え、レイプドラッグを含めた性被害の問題や被害に遭った場合の対応方法などについて、大学等や高校とも連携しながら、広く啓発を行うべきである。

特に、大学等においては、学生生活ハンドブックなどに性的同意、性暴力の定義を明記し、大学等のオリエンテーションにおいて、全ての学生が性的同意や性暴力被害への対応を学ぶ機会を持つようにすることが必要である。また、大学等における性暴力被害の実態調査の実施を求める。

6. 子どもに対する性暴力への対応

内閣府の調査では、全国のワンストップ支援センターで面接相談を行った性暴力被害者のうち、約2割が中学生以下であるなど、子どもが性被害を受けている。また、保護者や家族・親族等、教員からの性被害の事案も見られるが、こうした事案は潜在化・深刻化しやすく、不適切な対応により子どもがSOSを出さなくなってしまうことも懸念される。性暴力の当事者にならないための教育に

加え、以下の体制整備等が必要である。

<学校等で相談を受ける体制と関係機関の連携の強化>

子どもの性被害のSOSについて、以下の点に留意しつつ、学校側で対応する体制の強化、教職員の対応についての研修の充実、対応に当たっての関係機関との連携の強化を図るべきである。

- ・親による性虐待や生徒間における性暴力など、性犯罪・性暴力の状況により、必要な対応が異なること。
- ・子どもから話を聞いたときの対応が重要であり、二次的被害を起こさないよう細心の注意を払うこと、そして、教育委員会、児童相談所、警察、ワンストップ支援センター等の関係機関との連携した対応が重要である。教育委員会担当者、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等には、定期的に必要な研修を行うべきである。
- ・非行や問題行動を起こしているとみられる子どもについて、その背景に虐待や性被害がある場合もあり、児童生徒の指導に当たっては、そのような点にも留意が必要である。

<わいせつ行為を行った教員、保育士等への処分の徹底>

児童生徒に対してわいせつな行為を行った教員、保育士等については、懲戒免職とし、免許状の失効や資格の取消しを行うことを徹底する。また、わいせつな行為を行った者の子どもに関わる職業への就業の制限について、教員免許が失効から3年経過するだけで再取得可能となることの見直しを含め、検討を行うべきである。

<関係機関の連携の強化>

子どもが被害者の場合、検察、警察、児童相談所による司法面接が行われているが、子どもがより安心できる場所での実施や、より迅速な実施ができるよう、関係機関の連携を強化し、より適切な実施方法について検討を行う。

7. 障がい児者に対する性暴力への対応

障がい児者は、障がいがあることを知っている加害者からの性暴力の被害に遭いやすいこと、被害に遭ってもそれが性暴力被害であるとの認識がないことなどから、物的証拠がない限り事件になりづらいことが指摘されている。また、

障がいのため、被害を警察や支援者に訴えるのが難しい場合もあり、被害が潜在化しやすい。

<被害実態の把握>

まずは、障がい児者の性暴力被害の実態について把握すべきであり、既存の性暴力関係の調査に障がい関連の項目を追加することや、障がい者を対象とする調査に犯罪被害の実態の項目を追加することを検討すべきである。

<被害者支援の充実>

性暴力被害にあった障がい児者に対する支援の充実も必要である。警察での聴取やワンストップ支援センター等における支援に当たっては、口頭や電話以外でのコンタクトが行えることが重要であり、メールやSNSでの相談、オンライン面談、手話等によるコミュニケーション支援など、様々な手段を用意すべきである。

<刑事法の改正の検討等>

そもそも、相手の障がいに乗じた性犯罪は許されないものであり、刑事法検討会の議論に当たっては、諸外国の法制度も参考に、刑罰法規としての明確性にも留意しつつ、障がいを持つ被害者に対する卑劣な性犯罪が適切に処罰され得るような罰則の在り方について、検討されるべきである。

また、障がいのある被害者への事実確認に当たっては、被害の状況や日時を正確に答えることが難しいこともあるといった特性がある。司法面接の手法を障がい者について取り入れることも含め、被害者が事実を正確に説明しやすいような環境を整えるべきであり、さらに、聴取の内容を裁判における証拠として採用できるよう検討すべきである。あわせて、障がい児者の特性や性暴力事案への対応に関する司法警察関係者に対する研修の充実を図るべきである。

8. 新型コロナウイルス感染症により懸念される性犯罪・性暴力への対応

外出自粛や休校措置などもあり、子どもがSNSに触れる機会が増えており、性暴力や性被害につながるものが懸念されており、現下の課題にも迅速に対応すべきである。このため、SNSの危険性を学校等で再度周知を徹底する、ネット上の不正な情報のやり取りに対処する、若年層が性被害の相談をしやすいようSNS相談を実施する、等の取組を速やかに進めるべきである。

9. 性犯罪・性暴力対策の強化の推進

政府においては、本要請を受け、速やかに、性犯罪・性暴力対策を抜本的に強化するための方針を取りまとめ、直ちに、実行・検討に移していくこと、定期的に進捗状況の把握を行うことを求める。また、社会全体の意識を変えていくとともに、関係者への周知や研修を通じ、現場まで変わるように徹底していくことを求める。

公明党においても、政府の取組の報告を受けながら、引き続き政策提言を行うとともに、全国のネットワークを活用し、「性犯罪・性暴力対策の強化集中期間」において、各都道府県での取組が迅速かつ着実に進むよう、推進していく。